

1) バナー広告の掲載について

本会では、本会ホームページを広告媒体として提供するバナー広告募集しています。

バナー広告の掲載による広告料は、本会の社会福祉活動の貴重な財源として有効に活用させていただきます。

なお、バナー広告及びリンク先の情報は、当該広告の広告主に属するものであり、本会が品質等を保証するものではありません。

2) 広告の規格・内容

(1) 掲載場所

- ・トップページの下部、バナー広告スペース

(2) 枠数

- ・最大8枠

(3) 規格

- ・サイズ 縦 79 ピクセル×横 230 ピクセル
- ・形式 GIF 形式（静止画像のみ）又は、JPEG 形式
- ・容量 25KB 以内

(1) ウェブ運営要綱

(2) 申込書

那覇市社会福祉協議会ウェブサイト運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市社会福祉協議会（以下「本会」という）が開設するウェブサイトの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 本会ウェブサイトにおいて提供する情報は、公益に資することを基本とする。
そのため、本会の事業等の情報を概括的に提供し、情報の正確性、適格性、迅速性に留意し、またプライバシーの配慮につとめるものとする。

(運営管理体制)

第3条 本会ウェブサイトを適正に管理し、かつ、円滑に運用するため、ウェブサイト管理責任者（以下「管理者」という。）を置く。

2. 管理責任者は、事務局長をもって充てる。
3. ウェブサイトを所管する部署は総務課とする。

(ホームページ掲載内容)

第4条 本会が所有する情報の中から次に掲げる項目を基本としてホームページを作成し、その他の事項については、必要に応じて充実を図るものとする。

- (1) 法人情報
- (2) 本会の運営する事業の概要
- (3) 本会の実施する研修会・セミナー・イベント等の周知案内
- (4) 本会の作成・発行した印刷物の概要等
- (5) 福祉に関する情報提供
- (6) 福祉に関する情報交換
- (7) 有料広告
- (8) その他

(情報の作成及び更新)

第5条 情報の作成及び更新については、次のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる情報の作成及び更新、削除等については、当該事業の担当者が原稿を作成の上起案し、担当課長および事務局長の決裁を得て行うものとする。
- (2) お知らせ掲示板については、本会における福祉の情報をホームページ利用者が情報交換できる場として運用する。ただし、以下の書込み情報については、管理者により削除することとする。
 - ① 私的な連絡事項に関するもの。
 - ② 政治思想や宗教の普及を目的とするもの。
 - ③ 個人情報に関するもの
 - ④ 特定できる人物、機関の誹謗中傷を目的とするもの。
 - ⑤ 営利を目的とするもの
 - ⑥ その他、掲示板の目的を著しく逸脱するもの。

(問合せメールへの対応)

第6条 本会ホームページに送られてきた本会への質問等にたいしては、総務課より質問の内容に関連する部署の担当者へメールを転送するものとする。メールの転送を受けた担当者は、部所長の承諾を得て、速やかに回答するものとする。

(有料広告)

第7条 本会ホームページに有料広告の掲載枠（バナー広告）を設ける。バナー広告の募集及び料金等の詳細については、別表にて定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

別表（那覇市社会福祉協議会ウェブサイト運営要綱第7条関係）

1. バナー広告掲載料金

規格	掲載期間	掲載料金		
（1枠） サイズ 縦 79 ピクセル×横 230 ピクセル 画像形式 GIF 形式（静止画像のみ） 又は JPEG 形式 容量 25KB 以内	広告主の希望する 期間（6ヶ月単位）	会員	6ヶ月	50,000 円（税込み）
			年間	100,000 円（税込み）
		非会員	6ヶ月	60,000 円（税込み）
			年間	120,000 円（税込み）